

長 建 産 発 第 5 4 号
令和 4 年 9 月 1 2 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 根 眞 悟
[公 印 省 略]

「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等
の改訂について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、全国建産連を通じ国土交通省不動産・建設経済局国際市場課長より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。

【別添資料】

別添文書：(通知)「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等の改訂について

別添 1：(R4.8.30 一部改正) 建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

別添 2：(R4.8.30 一部改正)「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

別添 3：(R4.8.30 一部改正) 建設分野に係る上乘せ告示

別添 4：(R4.8.30 一部改正) 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領・建設分野の基準について・

別添 5：建設特定技能の制度改正に係る業務区分の読み替え表